

綾瀬市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンション管理の適正化の推進を図るとともに、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の規定に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(事前確認)

第3条 管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定を市長に申請しようとするときは、あらかじめ法第5条の4各号に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合することについて、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）の確認を受け、事前確認適合証の交付を受けるものとする。

(管理計画の認定の申請)

第4条 前条の規定による確認を受けた管理組合の管理者等は、認定申請書（省令別記様式第1号）と省令第1条の2第1項に掲げる添付書類（以下「添付書類」という。）に事前確認適合証を添えて、センターの管理計画認定手続支援システムより市長に認定の申請をするものとする。

(管理計画の認定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容及び添付書類に不備がなく、かつ、管理計画が基準に適合すると認めるときは、管理計画を認定するものとする。

2 前項の認定を行うときは、認定通知書（省令別記様式第1号の2）により管理組合の管理者等に通知するものとする。

(認定の更新)

第6条 認定を受けた管理組合の管理者等（以下「認定管理者等」という。）は、認定を更新しようとするときは、認定更新申請書（省令別記様式第1号の3）に、添付書類を添えて市長に申請するものとする。

2 第3条、第4条及び前条第1項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 市長は、前2項の規定により認定を更新するときは、認定更新通知書（省令別記様式第1号の4）により認定管理者等に通知するものとする。

(認定を受けた管理計画の変更の申請)

第7条 認定管理者等は、認定を受けた管理計画の変更（省令第1条の9に規定する軽微な変更を除く。）を申請しようとするときは、変更認定申請書（省令別記様式第1号の5）に省令第1条の2第1項に掲げる添付書類のうち、変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

2 第5条第1項の規定は、前項の変更について準用する。

3 市長は、前2項の規定により認定を受けた管理計画の変更を認定するときは、変更認定通知書（省令別記様式第1号の6）に変更申請書の副本及びその添付書類を添えて認定管理者等に通知するものとする。

(報告の徴収)

第8条 市長は、認定管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求めることができるものとする。

(改善命令)

第9条 市長は、認定管理者等が認定を受けた管理計画に従って当該マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次に掲げる場合には、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 認定管理者等が市長による改善命令に違反した場合

(2) 認定管理者等から認定を受けた管理計画に基づくマンションの管理を取りやめる旨の申出があった場合

(3) 認定管理者等が不正の手段により認定を受けた場合

2 市長は、前項の規定により管理計画の認定を取り消したときは、その旨を当該認

定管理者等であった者に通知するものとする。

(認定管理計画の公表)

第11条 認定を申請しようとする管理組合の管理者等が認定を受けた際の公表に同意したときは、市長はその認定管理計画に係るマンションの名称、マンションの所在地、市長が付与する認定コード等を公表することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。